

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年6月14日（平成28年（行情）諮問第419号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第458号）

事件名：「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）』。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成28年3月7日付け情報公開第00501号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

不開示決定の取消し。

些末な違いにとらわれず、内容が同一の文書を特定すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成28年2月4日付けで行った開示請求「『イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）』。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った（平成28年3月7日付け情報公開第00501号）。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年7月10日衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会速記録73頁目3段目4行目に記載されている「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する資料である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「些末な違いにとらわれず、内容が同一の文書を特定す

べきである。」と主張する。

しかしながら、処分庁は平成27年7月10日の衆議院における審議で取り上げられた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する資料の内容については、右審議後に公開情報を通じて確認しているのみであり、当省保有の行政文書を探索したが、形式及び内容のいずれにおいても、右資料と同一の文書を作成・取得していることは確認できなかったため、不開示（不存在）としたのであり、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、処分庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月3日 審議
- ④ 同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」である。処分庁は、異議申立人が開示請求書に添付した衆議院速記録に基づき、本件対象文書は、平成27年7月10日の衆議院における審議で取り上げられた同名の資料であると解し、本件対象文書を保有していないとして、不開示の原処分を行った。これに対し、異議申立人は、些末な違いにとらわれず、内容が同一の文書を特定すべきである旨の異議申立てを行った。それに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、特定衆議院議員が、平成27年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、外務省が平成24年に作成した資料であるとして取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する文書である。

イ 本件開示請求を受け、関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったところ、平成24年当時イラン情勢についてまとめた文書は複数作成していたが、本件対象文書と同一の文書の存在は確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

ウ 本件異議申立てを受け、念のため、確実に期すために再度上記イと同様の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして平成27年9月2日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）会議録を確認させたところ、同年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において特定衆議院議員が取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する文書が掲載されていた。これを受けて、諮問庁より平成24年当時にイラン情勢について作成した文書の提示を受けたところ、上記（1）イの諮問庁の説明のとおり、両者の文書は全く異なった内容であることが確認された。

また、当審査会事務局職員をして参議院会議録を確認させたところ、平成27年9月2日の特別委員会及び同月10日の外交防衛委員会の審議において、本件対象文書について質問があり、岸田外務大臣が、様々な部内の資料を作っているということは事実であるが、本件対象文書と同一のものは現在確認できていない旨、及び本件対象文書には「取扱厳重注意」という文言が入っているが、外務省の中でこのような文書の取扱分類は存在しない旨回答していることが確認された。

以上を踏まえると、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の上記（1）の説明は不自然、不合理とはいえず、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久